

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外2名

被告 恵庭市 外2名

要 望 書

2023(令和5)年12月15日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 船 山 暁 子

弁 護 士 中 島 哲

外5名

原告ら訴訟代理人は、頭書事件につき、以下のとおり申入れを行います。

1 申入れの趣旨

(1) 車いすを使用する障害者等への対応について

ア 車いすを使用する障害者のために傍聴席を確保してください。

イ 車いす席の場所については、以下の(4)の状況への対応等のため
出入口付近としてください。

(2) ガイドヘルパー、介助者及び支援者の同伴について

ア 視覚や肢体及び知的障害等によりガイドヘルパー、介助者及び支援者を必要としている障害者から申し出がある場合は、傍聴席に同伴することを認めてください。

イ 傍聴者を抽選するときは、障害者と同行者(介助者等)は1組と

して抽選することを認め、当選した場合には、その組み合わせで傍聴席に入場及び障害者と同行者は隣に着席できるように配慮してください。

(3) 情報保障について

ア 1階ロビーに、傍聴の抽選の有無や法廷の案内など、裁判傍聴に関するわかりやすい案内表示（ルビ付）を掲示してください。

イ 聴覚障害者が傍聴する際、聴覚障害者が手話及び文字通訳を確認できる席を確保してください。

ウ 通訳者は、傍聴人の定員数には含めないでください。

(4) 法廷の出入りと再入室等について

ア 喀痰吸引を必要とする障害者については、その場での吸引行為、または吸引のための退室とその後の再入室を認めてください。

イ 期日が長時間に及ぶ場合、障害の状況により休憩などが必要な人もいるため、退室とその後の再入室を認めてください。

ウ 人工呼吸器を使用していると常時呼吸器の作動音がすることを容認してください。また、呼吸器の回路ホースが外れるなどの異常が起きた際には、それらを知らせるアラーム音が鳴るため、こうした事態が生じた時は、退室とその後の再入室を認めてください。

エ 知的障害の程度や状態によっては、裁判中に突然発言をしたり、「あー」、「わー」等の発生をしてしまうことがあります。障害により不規則な発声がある場合であっても、退廷を命じないでください。

2 申入れの理由

標記事件は、知的障害のある原告らが、長年住み込み労働先である牧場において、長年劣悪な生活環境に置かれ、給料も支払われないまま過重労働を強いられ、しかも障害年金を搾取されたことにつき、牧場主家族の責任と、虐待を隠ぺい又は放置した自治体の責任を問う裁判です。

本件は、障害者の基本的人権及び尊厳に関わる事件であり、障害種別を問わず、多くの障害者の関心を集める事件です。

事実、第1回口頭弁論期日には、多くの障害当事者が傍聴に来られており、障害者の傍聴に関して合理的配慮をいただきたい旨要望を受けました。

そこで、障害者差別解消法第7条2項及び「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、上記のとおり申入れを行うものです。

以上